



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

記者発表資料

平成27年6月17日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ

鳥取県政記者会

島根県政記者会

岡山県政記者クラブ

広島県政記者クラブ

山口県政記者会

山口県政記者クラブ

山口県政滝町記者クラブ

中国地方建設記者クラブ

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動状況について

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下「推進本部」という。）は、推進本部会議を開催し、平成27年度における取組方針を決定しました。

よって、推進本部における平成26年度の活動結果及び平成27年度における取組方針について、別紙のとおりお知らせします。

「中国地方整備局建設業法令遵守推進本部」とは、建設業者の法令違反行為への対応を強化することにより、建設生産物の品質を確保するとともに、公平・公正な元請下請契約の推進を図るため、平成19年4月に中国地方整備局に設置された建設業法令遵守の推進体制（本部長：中国地方整備局長）であり、建設業者の法令違反情報等の収集や建設業者への指導・監督を行っています。

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

【担当】

建政部 計画・建設産業課長

いわ 岩

ふね 船

し ん や
真 哉

（内線6121）

建政部 計画・建設産業課長補佐

たて 立

いわ 岩

あきら 晃

（内線6142）

【広報担当窓口】

広報広聴対策官

ひら 平

かわ 川

まさ 雅

ふみ 文

（内線2117）

企画部 環境調整官

た 田

お 尾

かず 和

なり 也

（内線3114）

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部における 平成26年度の活動結果 及び 平成27年度の取組方針について

I. 平成26年度 活動結果

平成26年度における「中国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」という。）」の活動結果は下記のとおりです。

1. 建設業者への立入検査等の状況及び監督処分や勧告などの措置状況

平成26年度は、67業者に立入検査を実施しました。（平成25年度：76業者）

【内訳】

- 下請取引等実態調査の結果に基づく立入検査 31業者
- フォローアップを目的とした立入検査 34業者^{注)}
- 駆け込みホットラインへの通報案件に対する立入検査 3業者

※フォローアップを目的とした立入検査と駆け込みホットラインへの通報案件に対する立入検査に関しては1業者の重複あり

立入検査の結果により、39業者に対し、改善のための文書勧告を実施しました。これは、立入検査実施業者の約6割にあたります。（平成25年度：67業者【約9割】）

過去に立入検査を実施し、勧告を行った業者への改善状況確認を目的とする立入検査（フォローアップを目的とした検査）を34業者に対し実施した結果、26業者について改善が図られていることが認められました。

勧告に係る改善事項の総数は85件であり、このうち契約に係わる不備が29件（約3割）を占めていました。

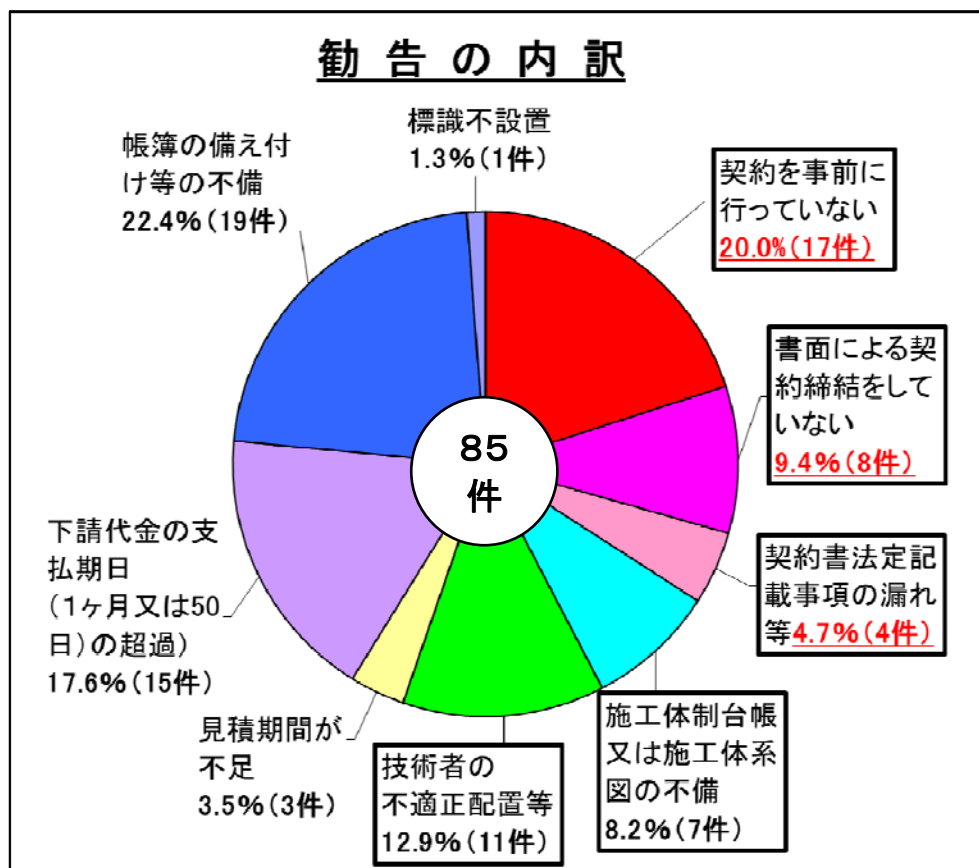
（図－1 参照）

【平成25年度実績】

勧告における改善事項の総数は183件
そのうち、契約に係わる不備が54件（約3割）

【図－１ 勧告内容の内訳】

平成 26 年度立入検査結果による改善勧告



2. 各県担当部局との合同立入検査

平成 22 年度より、元請下請取引の適正化を広く推進するため、各県知事許可部局と連携のうえ各県知事許可業者に対して合同立入検査を実施し、各県知事許可業者に対する指導も行っております。

平成 26 年度においても、11 月の建設業法令遵守推進月間を中心に 25 業者に合同立入検査を実施しました。(平成 25 年度は 22 業者)

【各県許可部局との合同立入検査】

鳥取県	6 業者
島根県	2 業者
岡山県	6 業者
広島県	7 業者
山口県	4 業者

3. 建設業法令遵守推進本部に寄せられた通報等

推進本部では、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」を設けて、建設業に係る法令違反に関する情報収集を行っています。

平成26年度は、「駆け込みホットライン」に寄せられた通報等は53件あり、法令違反に関する疑義が12件、その他相談が41件でした。

4. 法令遵守推進に関する活動

建設業における取引の適正化について、11月の『建設業適正取引推進月間』の取組を含め、建設業法の厳正かつ適正な運用により法令遵守指導を通じ、その推進を図っています。

平成26年度は、計34回の講習等を実施し、建設業関係者を中心に述べ 2,308名に参加いただきました。

- (1) 建設業適正取引推進月間に各県と共催で講習会を開催 6回
- (2) 建設業団体等が開催する講習会への講師派遣 7回
- (3) 建設業団体との意見交換会等での周知 21回

Ⅱ. 平成27年度 取組方針

別紙のとおり

平成 27 年度中国地方整備局建設業法令遵守推進本部の取組方針

平成 19 年度に創設した建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」という。）の活動については、一定の成果が上がっているものの、依然として違反行為を繰り返す建設業者が見受けられる等の課題も認識されるところである。

よって、平成 27 年度は、これまでの実績を踏まえつつ、建設業法令遵守に関する取組を一層促進する必要がある。

このため、平成 27 年度中国地方整備局建設業法令遵守推進本部の取組方針を以下のとおり策定する。 ※◆印は、新規取組

1. 建設業法違反に係る調査、指導等の実施について

（１）立入検査の実施について

中国地方整備局では、推進本部を設置して以降、547 件の立入検査を実施し、述べ 432 業者に対し法令遵守や業務に関する改善を求める勧告を実施してきたところである。

その結果、法令遵守の意識が建設業者の間に浸透してきていると思われるが、依然として違反行為が改善されない建設業者も見受けられることから、これまでの実績を踏まえつつ、より効果的な立入検査を実施する必要がある。

平成 27 年度は以下のとおり立入検査を実施する。

◇元請下請取引の適正化に関する立入検査

- ・下請取引等実態調査の結果、建設業法違反等の疑義のあるものから選定
- ・被災 3 県に新たに営業所を新設した業者を中心に選定

◇フォローアップを目的とした立入検査

過去の立入検査において、次の事項（重点項目）の勧告を受けた建設業者から選定

■重点項目

- ①請負契約の不備
- ②施工体制台帳の不備
- ③技術者の不適正配置

◆外国人建設就労者受入事業に関する立入検査

平成 27 年度より、外国人建設就労者受入事業に係る立入検査を実施する。

実施に当たり、当該事業を所管する国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課と調整し、立入検査を実施する。

◇建設業法違反の是正に関する立入検査

駆け込みホットライン等への通報、建設業フォローアップ相談ダイヤル等への通報、建設業許可及び経営事項審査において、建設業法違反等の疑義があるものに対して立入検査を実施する。

2. 法令遵守推進等に関する取組について

建設工事における元請下請取引の適正化・施工体制の確保を広く推進し、法令遵守の意識の向上を図るため、以下の取組を実施する。

◇「建設業取引適正化推進月間（１１月）」の取組

◇法令遵守に係る講習会の開催及び講師の派遣、各種団体との意見交換会における法令遵守の啓発

◇「駆け込みホットライン」の利用促進に向けた周知

◇「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の利用促進に向けた周知

※新労務単価フォローアップ相談ダイヤルを発展的に統合

◇消費税の円滑かつ適切な転嫁の周知

◇安全衛生対策経費の確保に関する調査

◆改訂「建設業法令遵守ガイドライン 一元請人と下請人の関係にかかる留意点一」の周知徹底

3. 社会保険未加入問題への取組について

社会保険未加入対策について、行政庁として監督指導を徹底し、社会保険未加入企業の保険加入の促進を図るため、以下の取組を実施する。

◇建設業許可・更新、経営事項審査及び立入検査時において、「社会保険等の加入状況」の確認及び指導

◇「社会保険未加入対策推進協議会における申し合わせ」の周知徹底

◆改訂「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の周知

立入検査時に法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況を確認し、「社会保険の加入に関する下請ガイドライン」とともにその周知に努める。

- ◆全ての工事において施工体制台帳を通じて、社会保険等に未加入であると確認された場合、発注部局と連携し加入指導を行う。

4. 関係機関との連携について

元請下請取引の適正化を広く推進し、関係機関との連携の強化を図るため、以下の取組を実施する。

◇管内各県との合同立入検査の実施

◇中小企業庁（経済産業局）との合同立入検査の実施

◇管内各県と共催して建設業法に関する講習会の実施

◆警察部局と連携を密にした暴力団排除の強化

建設業法が改正され暴力団排除条項が整備されたことに鑑み、警察部局との連携を密にし協力して暴力団排除に努める。

－ 以 上 －